

社会保険労務士法人 f u l f i l l の報酬について

(1) 労務管理顧問 月額顧問料（労務相談全般および雇用保険・社会保険基本手続業務含）

○基本顧問料（基本手続きの内容につきましては別紙ご参照ください）

5人未満	5人以上	15人以上	20人以上	30人以上
	15人未満	20人未満	30人未満	50人未満
20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
50人以上	100人以上	150人以上	200人以上	250人以上
100人未満	150人未満	200人未満	250人未満	
75,000	100,000	150,000	200,000	別途ご相談

(2) 社会保険算定基礎届

○手続基本料（作成・届出）			基本単価
10人まで			20,000
○加算料	10人超	10名ごとに	例えば30名の場合
	5,000		
			10,000
			計算料合計
			30,000

※給与計算受託の場合は、基本料のみとします。

(3) 労働保険年度更新手続

○手続基本料（作成・届出）			基本単価
			30,000
○加算料	50人超	10名ごとに	例えば60名の場合
	5,000		
			5,000
			計算料合計
			35,000

※給与計算受託の場合は、基本料のみとします。

(4) 給与計算業務

○計算基本料（報酬は固定）※10人まで			基本単価
・給与明細書作成			20,000
○加算計算料	10人超 1人について単価	例えば30名の場合	加算計算料
	800		
○勤怠処理	単価（人）	例えば30名の場合	タイムカード処理
	500		
※労務管理顧問事業所に限りお受けします。			合計（勤怠処理なし）
例えば30名の場合			合計（勤怠処理あり）
			44,000
			59,000

(5) 賞与計算業務

○計算基本料		10人まで	基本単価
・賞与明細書作成（社会保険届出手続き含）			10,000
○加算計算料	10人超 1人について単価	例えば30名の場合	加算料
	500		10,000
○賞与試算表	単価	1回	試算処理料
	5000		5,000
※労務管理顧問事業所に限りお受けします。			計算料合計
※封筒代・帳票代込			20,000

顧 問 契 約 に 含 ま な い も の	厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請
	労働者災害補償保険 第三者行為災害届の作成及び提出
	健康保険 第三者行為災害届の作成及び提出
	行政官庁の調査立会（基本：2時間以内）
	就業規則の作成・変更（届出・出力含）
	給与規程・退職金規程その他諸規程の作成・変更
	職業安定法・その他厚生労働省関係助成金・給付金の申請手続
	人事制度構築設計提案：策定期間により1,000,000～1,500,000円（期間4ヶ月～18ヶ月）
	社員研修プランニング・講師業務：最低料金1時間以上45,000円 1時間あたり20,000円
	労働者派遣法関連諸手続（許可申請書・定期報告書の作成及び提出）
	給与計算業務・給与計算付随業務
厚生労働省管轄各種助成金・奨励金の申請手続	